

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について（議事録）

【開催日】

平成31年1月22日（火曜日）

【出席者】

東京都児童福祉審議会保育部会委員 4名（学識経験者、弁護士等）

東京都福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長、少子社会対策部保育支援課長 他

【配布資料】

- ・ 保育所の居室面積の特例について（経過措置期間の延長）
- ・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」について（概要）（平成30年10月15日厚生労働省通知）

【議事】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

(◇：委員 / ◆：事務局)

◆お手元にお配りしております「保育所居室面積の特例について（経過措置期間の延長）」の資料により、御説明させていただきます。

この制度は待機児童対策を目的としたもので、平成24年度からある仕組みです。具体的には、0歳児、1歳児室の面積基準である3.3平米を2.5平米に弾力化できるという国の仕組みであって、東京都は平成24年度にこの仕組みが国から条例委任されることと合わせてこの仕組みを取り入れています。

国ではこれまで当初の平成24年から経過措置期間が設けられていまして、平成27年度末に終了することにあわせて一度延長しましたが、今回、平成31年度末でまたこの経過措置期間が終了いたします。

国の通知文をご覧ください。この仕組みはまだ待機児童がいる中で引き続き継続していくということで、昨年にもまず国が政令を改正しました。これを踏まえ、今般、都においても、平成31年第一回定例議会で時限の延長という条例改正の提案を考えています。具体的には今、平成32年3月末までの期限を、平成35年3月31日まで延長するというものになります。

都では、平成24年度に特例を規定したときも児童福祉審議会に意見照会させていただいたものなのですが、常態的に2.5平米の面積基準ですつといくという仕組みではなくて、待機児童対策を進める中で、急に入所が増加したときに緊急避難的に措置するもので、もともと国が自治体の要望を取り入れたものであって、現在全国で待機児童の多い一部の自治体が指定されているというものでございます。

実際に今、適用しているのは大阪市だけと国からは聞いており、都内で適用している自治体はございません。

ただ、今後も突発的な待機児童の増加ということも見据えまして、都としては区市町村の待機児童解消に向けた選択肢の1つとして緊急的な対応もできるということで、引き続きこの規定を盛り込んでいきたいと考えております。

本日、御意見を頂戴したく、よろしくお願ひいたします。

◇国の法律では、厚生労働大臣が指定する地域に適用するということですが、その適用をするために条例に規定が必要ということですか。

◆厚生労働省が最終的に告示で地域を指定していくのですけれども、その前提として、条例で規定しておく必要があります。

◇大臣が指定するのは、地域だけで、その指定された地域の中の具体の基準は条例に委ねるということですか。

◆おっしゃるとおりです。ですから、自治体がやらないと判断するのであれば、厚生労働省が地域を指定していても、適用されないということになります。

法律では、条例を定めることができる、指定されたら適用できるという規定になっておりますので、区市町村で活用の意向があれば、適用できる状況にしておくということです。

◇今、大阪市だけしか指定はされていないのですか。

◆都内でも何か所もの自治体が指定されていますが、その指定されている自治体で活用の意向がなく、適用していないということです。

◇これを使うか使わないかは、区市町村の裁量なのですか。

◆区市町村の判断ということになります。

この制度は、待機児童の状況がものすごく加熱しているとか、あるいは先ほど御説明したような緊急避難的にどうしても一時的に定員を拡大する必要があるとか、そういったときには有効ではないかと思えます。

ただ、今は保育の質、ここでは居室面積などの保育環境になりますが、利用者の方も注目しているところであり、自治体によっては、なかなか活用のタイミングというのは難しいという実情もあると思えます。

また、自治体が自ら特例を活用するため国の指定を受けることもできますが、その場合さまざまな条件がありまして、区域の中で保育所に活用できる土地がないとか、いろいろ施策を講じても待機児童が解消されないなどを公表した上で指定を受けることになります。

◇これは条例に規定しなければいけないのですか。規則じゃだめなのですか。

◆都でも認定こども園については規則に委任していたりするので、いろいろな定め方があるかと思えますが、認可保育所の児童福祉施設の設備運営基準に関して条例で定めているところでは。

◇御説明ありがとうございます。内容について、了解いたしました。

◆ありがとうございます。この件について、条例改正の準備を進めてまいりたいと思えます。

(以上)